

合意実現、監督上の「共通言語」となる 保険分野の国際資本基準

米国のアプローチの評価も実施、 26年3月期決算から国内適用

保険監督者国際機構（IAIS）は2024年12月、南アフリカ共和国のケープタウンで開催された年次総会において、保険分野における初の国際資本基準であるICS（Insurance Capital Standard）を採択した。また、それに先立ち同年11月には、ICSと、米国が開発を進めている合算手法（AM）との比較可能性評価の結論を公表している。今後、IAISは、各法域に対するICSの実施評価を行っていく予定である。本稿では、ICS合意の背景や要点、米国AMの位置付けも含めた今後の見通しについて解説したい。

リーマンショック以降の ICS策定までの経緯

保険分野にはこれまで、銀行のバーゼル規制のように、保険会社の財務健全性を評価する国際統一基準は存在せず、各国の保険当局が独自の資本規制（ソ

ルベンシー規制）を構築してきた。こうしたなか、IAISは金融危機を受けた国際金融規制改革の一環として、国際的に活動する保険グループ（IAIGs）に対する包括的なグループ全体の監督・規制枠組みの策定を進めてきた。これは2013

年9月に開催された20カ国・地域（G20）サントクトペルブルク・サミットの首脳宣言等を踏まえたものである。ICSは、この監督・規制枠組みのうち、IAIGsに適用される定量的な資本基準に位置付けられる。

IAISは19年11月、複数回の市中協議と影響度調査を経て「ICS Version 2.0」に合意し、5年間のモニタリング期間と位置付けた。モニタリング期間中は、IAIGsから機密扱いでのICS報告を毎年受け、IAISや監督カレッジ（各保険グ

金融庁

総合政策局 総務課

国際室国際保険規制調整官

大原 育明

PwC Japan 監査法人

保険アシユアランス部

マネージャー

坂本 瑛樹

ループを監督する各国・地域の当局による監督上の協力のためのフォーラム）において、算出の適切性や実施上の問題等を議論してきた。

23年6月には、規制資本（監督措置のトリガーとなる資本基準）としてのICSの最終化に向けた市中協議を公表した。また、金融庁としてもこうした議論に積極的に参画してきた中で、23年11月、金融庁の有泉秀金融国際審議官が、IAISの実質的な最高意思決定機関である執行委員会の議長に選出された。

そして、南アフリカ共和国のケープタウンで24年12月に開催されたIAIS年次総会で、規制資本としてのICSが採択された。ICSの最終化は、25年2月に同地で開催されたG20財務大臣・中央銀行総裁会議後に发出された議長総括で「金融規制改革を実施する上で重要な節目となる」と示されている。

公平な競争条件の確保やリスク管理高度化に寄与

ICSを含む経済価値ベース（市場価値と整合的な手法）の

ソルベンシー基準では、まず①保険会社の資産・負債を経済価値ベースで評価する。その上で、②ストレス環境下で発生するリスク量（所要資本）を計測し、③それに対する資本（適格資本）の十分性を評価する（図表1）。

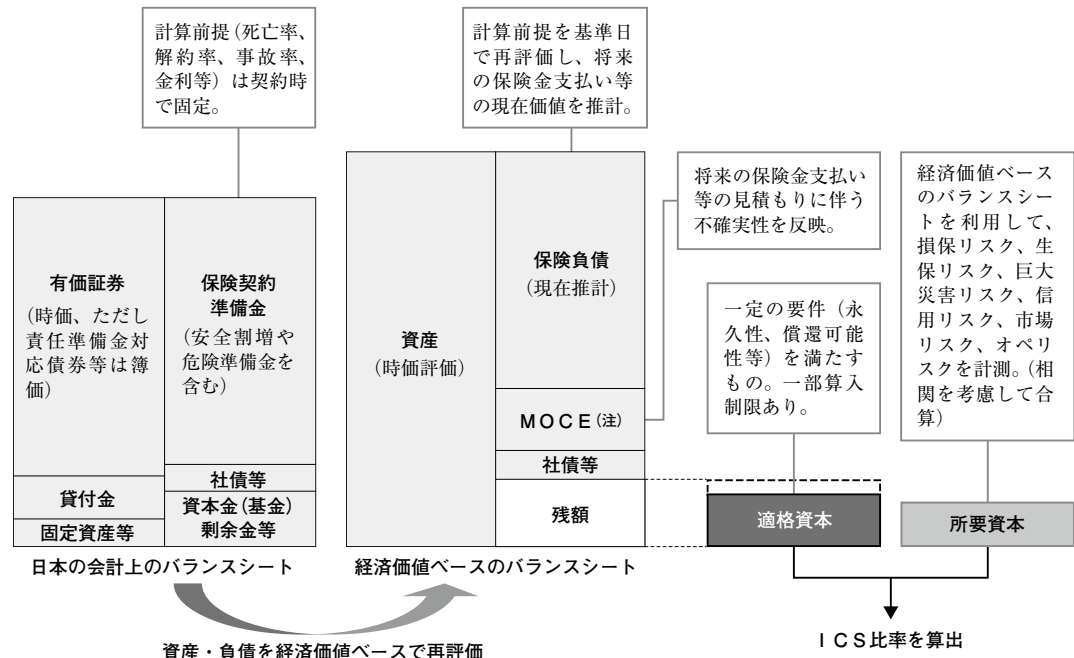
ICSは、グループの資本十分性に関する監督上の議論のための「共通言語」を創出するものだとして説明されている。ICSの意義として、主に以下の3点が挙げられる。

1 点目は、国際的に公平な競争条件の確保である。保険会社の国際展開が進む中で、異なる保険グループが同じ法域で同じビジネスを展開する事例が出てきている。

これまでは、そうした場合でも、各グループが拠点を置く法域が異なれば、適用されるグループ資本規制がそれぞれの法域で異なっていた。そのため、グループ単位で比較すると必ずしも整合的な評価がなされなかった。これが各法域において、ICSに整合的なグループ資本規制の導入が進めば、拠点の所在

〔図表1〕

ICSの概要



（注） Margin Over Current Estimate（現在推計を超えるマージン）
（出所） 金融庁（図表2も同じ）

にかかわらず、同じビジネスは整合的に評価されることとなる。

2点目は、リスク管理の高度化である。後述するとおり、ICSは経済価値ベースの考え方に基づいている。そのため、保険会社の健全性の適時の把握や保険グループ全体のリスクの網羅的な捕捉を通じて、保険会社のリスク管理の高度化に寄与すると考えられる。

日本でも保険会社による経済価値ベースの内部管理の導入が進んでいる。そうした企業においては経済価値ベースの資本規制の導入により、内部管理上の指標と規制上の指標の整合性が高まる。導入していない会社においてもその導入促進が期待される。

3点目は、保険セクターの強靱性の向上である。ICSを通じて、各法域の資本規制の収斂が進めば、保険グループの健全性に係る国際的な比較可能性が向上し、当局間のより緊密な監督上の連携・協力を資すると考えられる。加えて、経済価値ベースの評価を通じた保険会社の健全性の適時の把握により、早期

の監督介入が可能となる。

健全性指標の算定手法に係る特徴

健全性の指標であるICS比率は、「適格資本÷所要資本」として算出される。ここでは、算出の基礎となるバランスシート評価について説明した上で、主要素である適格資本と所要資本の具体的内容を解説する。

● バランスシート評価

ICSでは、バランスシートを経済価値ベースで評価する。具体的には、まず資産は基本的な時価で評価する。保険負債については、二つの要素の合計として評価する。一つ目は、基準日時点の情報に基づき将来の保険金支払い等の将来キャッシュフローを推計し、直近の市場環境を反映した割引率を適用して算出した現在価値である「現在推計」。二つ目は、当該推計に伴う不確実性をカバーするため「MOCE (Margin Over Current Estimate = 現在推計を超えるマージン)」である。

● 適格資本

適格資本は、リスク事象発現

時に保険金支払い等に利用可能な資本であり、その損失吸収能力や利用可能性に応じて二つの階層 (Tier) に分類される。

Tier1資本 (注1) は、継続企業の前提 (ゴーイングコンサーン) および会社清算時の双方において損失吸収可能な資本要素から構成される。Tier2資本は、会社清算時のみにおいて損失吸収可能な資本要素から構成される。各資本要素の質に応じた算入制限や一定の控除項目が設けられており、必要に応じて経済価値ベースの純資産から調整・控除する。

● 所要資本

所要資本は、ストレス環境下において最低限必要とされる資本であり、保有期間1年、99.5%の信頼水準 (200年に1度の損失をカバーするための資本水準が求められる。具体的には、まず生命保険リスク、損害保険リスク、巨大災害リスク、市場リスク、信用リスク等のカテゴリごとに、その水準に基づいて較正された所定の方法を用いて所要資本を算出する。その上で、リスクカテゴリ間の

相関関係や、ストレス環境下で軽減されると想定される税負担を考慮した上で全体の所要資本を算出する。

米国が開発するアプローチ

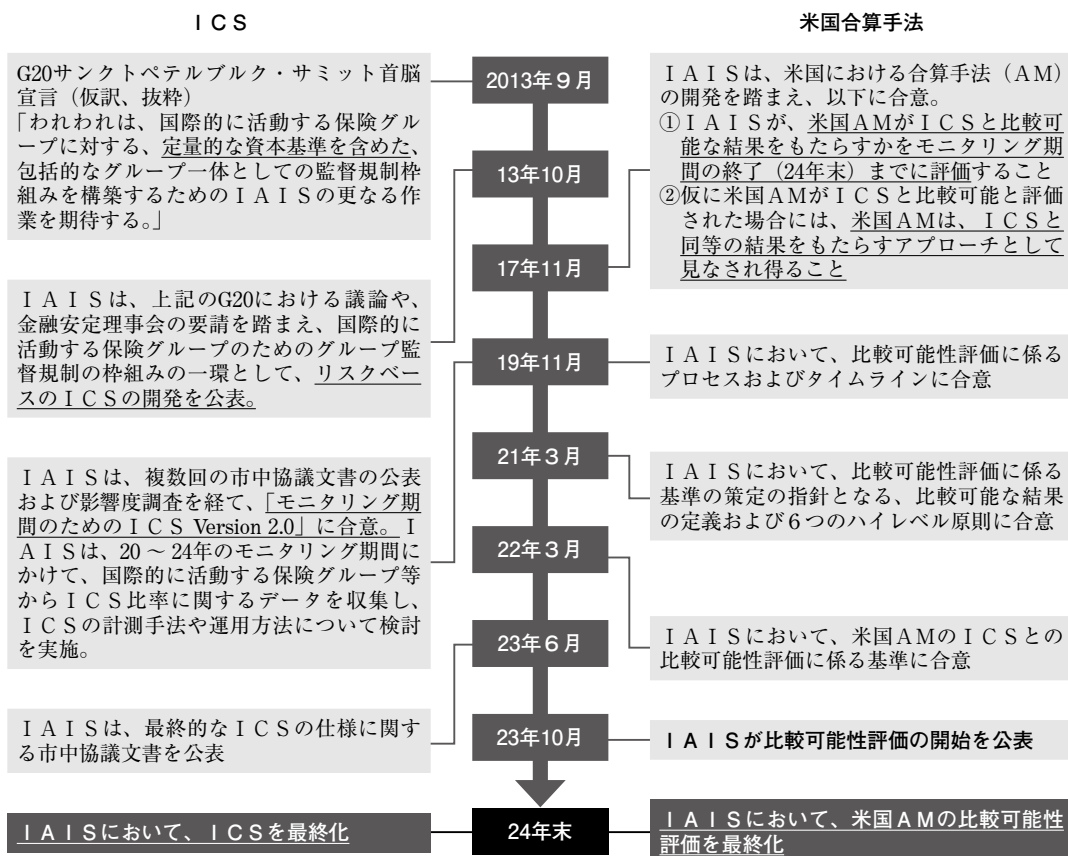
他方で米国は、米国市場の実態を反映するためとして、保険会社の連結ソルベンシー比率の計算で用いるAMの開発を進めている (図表2)。米国AMは、グループの個別の事業体における適格資本および所要資本を、必要に応じ所定の調整を加えた上で、それぞれ足し合わせ、その比率を計算する手法である。

連結バランスシートに基づきグループ全体を統一的な手法で評価するICSに対し、米国AMでは、グループのソルベンシー評価はグループの各事業体に適用される現地規制に依拠することとなる。

こうした実情を踏まえ、17年11月にIAISは、米国AMがICSと比較可能な結果をもたらすかをモニタリング期間 (24年末まで) に評価することとした。そして、仮にそのように評

〔図表2〕

ICSと米国AMを巡る議論の経緯



以て、IAISは、「比較可能な結果」の定義およびそれを支える六つのハイレベル原則（HLP）の策定、各HLPにひも付く評価基準の策定といった作業を進めてきた。そして24年11月、IAISは執行委員

価された場合には、米国AMは、ICSと同等の結果をもたらすアプローチと見なされ得ることに合意した。「比較可能性評価」と呼ばれるこのプロセスは、米国AMとICSの枠組みの違いを踏まえた上で、米国AMにより導かれる結果が、ICSの結果と著しく異なることを評価することに主眼を置いている。

会において、同年の年次総会にICSの採択を勧告することを承認するとともに、米国AMの比較可能性評価を終了したことを公表した。

各法域の規制に係る実施評価のフェーズへ

評価の終了に当たり、IAISは公表文を发出し、米国AMが「ICSの実施と比較可能な結果をもたらす土台を提供する」と結論付けた。同時に、米国AMを実施する上で、「金利リスクの取り扱い」および「監督上の介入の適切なタイムミング」の二つの分野における米国による作業が、ICSとの収斂を確保する助けとなると表明した。また、米国はこうした作業を適切な方法で行うことにコミットしており、IAISは今後、ICSの実施評価プロセスの一環として米国による作業の状況を検証すると明記した。

この結論の背景について、IAISは併せて公表した比較可能性評価の報告書で説明している。報告書では、前述の六つのHLPのうち、HLP1（ビジ

ネスサイクルにかけてのAMとICSの相関)、HLP2 (AMの構成要素の個別分析と総合考慮) およびHLP3 (AMの保守性) について、特定の状況下で米国AMがICSと異なる結果を提供することが指摘されている。

具体的には、いくつかのシナリオ、特に金利の変化が、米国生保IAIGsのAM比率とICS比率を異なる方向へ変化させ得ることを挙げた。加えて、米国生保IAIGsに対するグループの資本十分性に基づく監督介入について、特定の状況下で米国AMが、ICSよりも常に保守的ではない可能性があることも指摘された。

また、結論を導くに当たり、IAISは、将来予定されている資本規制の変更を考慮したことを明らかにしている。また、米国が最終的なAM(注2)を実施する上での作業が、前述の2分野に対処するための手段となり得ることも認識したとする。IAISは今後、各法域がICSに沿った資本規制を実施しているかを評価するため、26年

に各法域による自己評価を実施した上で、27年に対象を絞った法域の集中的な評価を開始することを目指す。これに向け、IAISはICSの実施評価メソッドロジの策定等を進めていく予定である。

IAISは、米国AMについてもICSの実施と位置付けている。その実施評価は、AMの特有性にも焦点を当てつつ、他法域におけるICS実施評価と同じタイミングで行われ、整合的な実施評価メソッドロジの対象となる。

日本においても、ICS最終化を踏まえ、保険会社に対する新たな資本規制である経済価値ベースのソルベンシー規制を25年度に導入し、26年3月期決算から適用する予定である。

生保セクターにおける構造的変化への対応も重要

ICSの着実な実施は重要課題であるが、国際保険規制を巡っては、そのほかにも特筆すべき課題が指摘されている。その一つが生保セクターにおける構造的変化である。具体的には、

オルタナティブ資産への投資配分の増加と、資産集約型再保険(Asset-Intensive Reinsurance)の活用が増加が挙げられる。資産集約型再保険では、保険負債に関連するバイオメトリック・リスク(死亡、長寿等)だけではなく、運用リスクも出再保険会社から受再保険会社に移転する点が特徴である。

これらの取引にはメリットがあるとされる一方、リスクや課題も指摘されている。オルタナティブ資産への投資については、評価の裁量性や流動性リスク、隠れたレバレッジ、運用会社が同じ保険グループに属する場合の利益相反リスク等が挙げられる。資産集約型再保険については、一部の法域・会社への集中リスクや、取引の複雑化、出再解除に伴うリスク、規制裁定を目的としている可能性等である。

IAISは近年、マクロブルーデンスの観点から、これらのトレンドへの関心を強めており、年次のグローバル保険市場レポート(GIMAR)において分析を公表してきた。IAISはロードマップに沿って、こうし

た課題に係る議論を継続していく予定である。金融庁としても、国内の状況も踏まえつつ議論に参画していきたい。

- (注) 1 法定会計上は認識していない先述のバランスシート評価で生じた評価損益を含む。
2 比較可能性評価に使用されたAMの仕様は暫定的なものとされる。

おおはら やすあき

12年金融庁入庁。総合政策局総合政策課課長補佐(金融経済教育担当)、IAIS事務局への出向、監督局保険課課長補佐(保険モニタリング室)等を経て、24年7月から現職。

さかもと えいき

14年に外資系生命保険会社に入社、その後大手監査法人、金融庁総合政策局総務課国際室を経て、25年1月から現職。日本アクチュアリー会正会員、CERA資格保有。